

# 岡山県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱

知 事 通 知  
制 定 平成6年10月18日付け農経第725号  
最終改正 令和4年4月1日付け組 第57号

## 第1 趣旨

本要綱は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）第8の1に基づき、岡山県農業経営改善促進資金制度の運営に関する取扱いについて定めるものである。

## 第2 対象となる経営改善計画

本要綱による支援の対象となる経営改善のための計画（以下「計画」という。）は、次のとおりとする。

- ① 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画
- ② 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画
- ③ 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画

## 第3 事業の仕組み

本制度は、岡山県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）と民間金融機関の協調融資により、意欲ある農業者の必要とする運転資金を低利で、かつ、円滑に融通するものとする。

## 第4 農業経営改善促進資金の内容等

### 1 貸付対象者

農業経営改善促進資金（以下「本資金」という。）の貸付対象者のうち、本要綱において対象とするのは、次の全ての要件を満たす農業者とする。

- (1) 第2に定める計画の認定を受けていること。
- (2) 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。
- (3) 農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な改善措置を内容としているものであること。
- (4) (3)の具体的な改善措置について認定後既に実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること。
- (5) 農業経営改善計画又は資金利用申込書（第5に定めるものをいう。）において、既往借入金の返済財源が確保されていること。

## 2 資金使途

本資金の資金使途は、計画の達成に必要な短期運転資金一般とする。（例示すれば次のとおりである。）

ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まないものとする。

- (1) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接現金経費
- (2) 肉用素畜、中小家畜等の購入費
- (3) 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費
- (4) 営農用施設・機械の修繕費
- (5) 地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル費
- (6) 生産技術、経営管理技術の修得費
- (7) 市場開拓費、販売促進費等

## 3 貸付方式等

本資金の貸付けは、次によるものとする。

- (1) 貸付方式 当座貸越、手形貸付及び証書貸付とする。  
なお、当座貸越及び手形貸付については極度貸付方式とする。
- (2) 利用期間 本資金の貸付けが受けられる期間は、計画期間（同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日までをいう。以下同じ。）中とする。

## 4 極度額等

### (1) 極度額等の上限

本資金の1農業者に係る極度額又は証書貸付における貸付金の残高の合計額（以下「極度額等」という。）の上限は、次のとおりとする。

ただし、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項の「基本構想」をいう。）において示された農業経営の指標の規模を超える規模を目指す農業経営改善計画を有するもの等特段の事情がある場合にあつては、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1及び岡山県特別融資制度推進会議設置要領（平成15年1月15日付け組第508号農林水産部長通知）第2に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）が認めた額とすることができる。

|    |                   |         |
|----|-------------------|---------|
| 個人 | 一般経営              | 500万円   |
|    | 畜産経営又は施設園芸経営を含む経営 | 2,000万円 |
| 法人 | 一般経営              | 2,000万円 |
|    | 畜産経営又は施設園芸経営を含む経営 | 8,000万円 |

### (2) 極度額等の設定

極度額等は、計画期間の各年度について融資機関が設定するものとし、推進会議の認定を受けるものとする。

### (3) 極度額等の見直し

融資機関は、その農業者の経営状況及び資金利用状況等からみて極度額等を

変更する必要があると判断する場合は、推進会議の認定を受けて、変更することができるものとする。

#### 5 貸付利率

(1) 本資金の貸付利率は、国要綱第4の5の(1)により国が決定し、同(4)に基づき通知のあった貸付利率とする。

ただし、借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）が当座貸越による貸付けを選択する場合には、年0.5%の範囲内で融資機関が定めた利率を加算することができるものとする。

(2) 本資金は変動金利制とし、貸付利率の改定があったときは、改定日の貸付金残高（当座貸越の場合に限る。）及び改定日以降の貸付金に適用するものとする。

#### 6 償還期限

本資金の償還期限は、手形貸付及び証書貸付にあつては1年以内、当座貸越にあつては1年程度の当座貸越契約期間内とする。

ただし、計画期間中は、有効に決定される極度額等の範囲内で借換えを行うことができるものとする。

#### 7 計画期間終了時の取扱い

本資金を借り受けた者の計画期間終了時に有する本資金の残高は、全て計画期間終了後に返済するものとする。

ただし、本資金を借り受けた者が家畜の飼養又は永年性植物の栽培等農産物の生産に1年以上を要する営農を営むものにあつては、計画期間終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内に返済するものとする。

### 第5 借入手続き

融資機関は、国要綱様式第1号の資金利用申込書兼借入申込書（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、債務保証委託申込書(国要綱様式第1の2号)を含む。以下「申込書」という。）の受付から、原則として1月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続きが終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

1 借入希望者は、申込書を作成の上、計画及び同認定書（写し）を添付し、融資機関に提出する。

借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を申込書に併せて提出するものとする。

2 推進会議は、本資金の貸付けに係る認定等に関する事務を、原則として、融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が補償を希望する場合にあつては、融資機関及び農業信用基金協会。）に委

任するものとする。

- 3 2により委任を受けた融資機関は、認定等に関する審査（計画との整合性、計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を行うものとし、当該金融機関は、推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所等を報告するものとする。
- 4 融資機関は、慎重な審議を必要とする借入額が極度額等の上限を超える場合には、推進会議に關係書類を送付するとともに、認定を求めるものとする。

## 第6 農業経営改善促進資金融通事業の実施

### 1 貸付目標額の設定

(1) 毎年度本資金の貸付目標額の策定については、次によるものとする。

ア 融資機関は、市町村その他関係機関と協議して、翌年度の貸付予定目標額（見込年間平均残高をいう。以下同じ。）を策定し、毎年12月末までに農業経営改善促進資金貸付予定目標額報告書（様式第1号）2部を県民局を經由（融資機関が農業協同組合の場合に限る。以下同じ。）して、知事に提出する。

イ 知事は、融資機関から提出のあった融資機関貸付予定目標額及び本資金の貸付実績等を基礎として基金協会等と協議の上、毎年度、県貸付予定目標額を策定し、これを国と協議する。

ウ 知事は、国から貸付目標額（年間平均残高をいう。以下同じ。）の配分があり、貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目標額及び2の(2)のイの預託額を決定し、農業経営改善促進資金の貸付目標額及び低利預託基金預託額通知書（様式第2号）を県民局を經由して、融資機関に交付するとともに、農業経営改善促進資金の融資機関別の貸付目標額及び低利預託基金預託額通知書（様式第3号）を基金協会に交付する。

(2) 年度中の追加又は取消しに係る貸付目標額の変更（取引契約者数及び極度額の合計のみの変更を含む。）については、次によるものとする。

ア 融資機関は、市町村その他関係機関と協議して、年度中の貸付予定目標額を変更し、速やかに農業経営改善促進資金貸付予定目標額変更報告書（様式第4号）2部を県民局を經由（融資機関が農業協同組合の場合に限る。以下同じ。）して、知事に提出する。

イ 知事は、基金協会等と協議の上、国から配分のあった貸付目標額の範囲内で県貸付予定目標額を設定する。

ウ 知事は、貸付目標額及び2の(2)のイの預託額を決定し、農業経営改善促進資金の貸付目標額及び低利預託基金預託額変更通知書（様式第5号）を県民局を經由して、融資機関に交付するとともに、農業経営改善促進資金の融資機関別の貸付目標額及び低利預託基金預託額変更通知書（様式第6号）を基金協会に交付する。

### 2 低利預託基金の造成・預託等

(1) 基金協会の借入れ及び県による利子助成

ア 基金協会は、(2)の規定により融資機関に預託するため、県が示す貸付目標額の3分の1に相当する額を民間金融機関から借り入れ、低利預託基金の造成を行う。

イ アの借入は次に従い行うものとし、その他借入に必要な事項は基金協会と民間金融機関が協議の上定めるものとする。

(ア) 借入期間 1年以内

(イ) 借入利率 国要綱第6の2の(1)の②の(イ)に定める率以内とする。

(ウ) 借入金額 1の(1)の貸付目標額の3分の1に相当する額以内の額とする。

なお、1の(2)に基づき貸付目標額を増額変更した場合は、変更後の貸付目標額の3分の1に相当する額以内の額とする。

ウ アの借入の契約を締結する場合は、次によるものとする。

(ア) 官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付して行わなければならない。この場合、基金協会は、競争性を確保するという制度の趣旨に鑑み、入札を見込得る関係者に対しその実施について周知徹底を行う等入札参加者の確保に努めるものとする。

(イ) 一般競争入札に加わろうとする者に必要な資格及び(ア)の公告の方法その他一般競争入札について必要な事項は、基金協会が定めるものとする。

(ウ) 一般競争入札に付しても入札者がいないとき、落札者が契約を結ばないとき又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初一般競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

(エ) 一般競争入札に付する場合においては、イの(イ)の借入利率の範囲内で最低の利率をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(オ) 随意契約によろうとするときは、なるべく2以上の民間金融機関から見積書を徴求しなければならない。

エ ア及びイにより基金協会が民間金融機関から借り入れを行った場合、県は当該借入に係る利息相当額の2分の1について利子助成金を交付するものとする。

## (2) 基金協会による低利預託基金の預託

ア 基金協会は、(1)により借り入れ造成した低利預託基金について、知事から送付された農業経営改善促進資金に係る低利預託基金の預託の指示について(様式第7号)に基づき、融資機関に預託する。

イ アの融資機関への預託額、預託利率、預託期間及び預託の方法は次のとおりとし、その他預託に必要な事項は県と協議して基金協会が定めるところによるものとする。

(ア) 預託額 融資機関の貸付目標額の3分の1に相当する額以内の額

(イ) 預託利率 年1%

ただし、預託予定日の14日前の日の属する週に日本銀行が作成した「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」（当該週に作成されない場合には貸付予定日の21日前の日の属する週に作成されたもの）における「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」に掲げる預入期間が1年の利率が1%未満の場合は、当該利率

(ウ) 預託期間 1年以内

(エ) 預託の方法 基金協会と融資機関との間において、資金供給に関する基本契約を締結する。

(3) 融資機関による貸付け

ア 本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

(ア) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

(イ) 農林中央金庫

(ウ) 銀行、信用金庫

イ 本資金を融通しようとする金融機関は、あらかじめ、農業経営改善促進資金融通事業の取扱いに係る届出書（様式第8号）2部を県民局を經由（融資機関が農業協同組合の場合に限る。）して、知事に提出するとともに、基金協会との間において、資金供給に関する基本契約を締結するものとする。

ウ 融資機関は、第4に規定するところに従い、本資金を貸し付ける。

## 第7 資金貸付け等の適正化について

1 融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、債権保全措置が形式的・慣行的とならないよう担保・保証人の徴求の弾力化に努めるとともに、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合には、基金協会による債務保証の決定が必要であるので、基金協会の債務保証に関する手続も併行的に進めることにより、円滑な融通が図られるよう配慮するものとする。

2 融資機関は、本資金の貸付け及び資金の払出しに当たっては、次の事項に留意して、適切な運用の確保に努めるものとする。

(1) 本資金の貸付けを開始するに当たっては、貸付けの相手方ごとに本資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。

(2) 本資金の貸付資金の払出しに当たっては、極力現金交付を避け、口座引落とし、口座振込み等、貸付資金の使途を確認し得る方法を活用すること。

3 融資機関は、常に借入者の資金利用状況及び経営状況等を把握し、本資金の融通及び償還の適正化を図るものとする。

なお、本制度の趣旨に即した活用が図られていないと認められる場合は、利用継続の可否について推進会議の意見を聴いて処理するものとする。

## 第8 報告

1 農業経営改善促進資金貸付状況報告

融資機関は、上半期（4月1日から9月30日まで。以下同じ。）・下半期（10月1日から3月31日まで。以下同じ。）ごとに農業経営改善促進資金貸付状況報告書（様式第9号）を作成し、上半期末及び下半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。

## 2 低利預託基金預託等状況報告

基金協会は、1の報告を取りまとめ、上半期・下半期ごとに農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書（様式第10号）を作成し、上半期末及び下半期末の翌々の15日までに知事に提出するものとする。

## 第9 その他

- 1 知事は、基金協会に対して、県低利預託基金の造成、第6の2の(2)の融資機関への預託その他必要な事項を指示することができるものとする。
- 2 知事は、融資機関に対して、本資金の貸付け等に関して必要な事項を指示することができるものとする。
- 3 融資機関、県その他の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本資金に係る申込書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 4 融資機関は、申込書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5の2及び推進会議の定めるところにより当該申込書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（国要綱様式第1号の裏面）の確認欄に記名を求めることとする。
- 5 平成14年7月1日前に経営体育成総合融資制度基本要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の1により認定を受けた資金利用計画は、本要綱第5の3により認定を受けた資金利用申込書とみなす。

附 則（平成6年10月18日付け農経第725号）

この要綱は、平成6年10月18日から施行する。

附 則（平成13年5月1日付け組第107号）

この要綱は、平成13年5月1日から適用する。

附 則（平成14年4月1日付け組第68号）

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成14年7月19日付け組第207号）

この要綱は、平成14年7月19日から適用する。

附 則（平成15年3月17日付け組第611号）

この要綱は、平成15年3月17日から適用する。

附 則（平成17年3月31日付け組第548号）

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月31日付け組第523号）

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年6月21日付け組第165号）

この要綱は、平成19年6月21日から適用する。

附 則（平成20年4月1日付け組第32号）

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成23年4月1日付け組第29号）

この要綱は、平成23年9月1日から適用する。

附 則（平成24年7月4日付け組第173号）

この要綱は、平成24年7月4日から適用する。

附 則（平成26年3月24日付け組第440号）

この要綱は、平成26年3月24日から適用する

附 則（平成27年4月1日付け組第13号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する

附 則（平成31年4月1日付け組第41号）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する

附 則（令和2年4月1日付け組第31号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

附 則（令和3年4月1日付け組第69号）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年4月1日付け組第57号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5の1に掲げる規定の改正の部分については、令和4年6月1日から施行する。